

後発医薬品（ジェネリック医薬品） の使用推進について

◆施設基準の定める掲示

厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、当院でも後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報提供・安定供給等、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。



不明な点は主治医又は薬剤師にお問い合わせください。



長野県立こども病院

医療情報管理課 2021.8